

世帯類型別の推移

※世帯総数には停止世帯を含むため世帯類型別の合計とは一致しません。

	世帯総数(停止含む)			高齢者			母子			障害			傷病			その他		
	世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減	
		実数	増加率		実数	増加率		実数	増加率		実数	増加率		実数	増加率		実数	増加率
平成29年度	24,304	▲ 11	▲ 0.0%	12,595	757	6.4%	1,483	▲ 219	▲ 12.9%	2,672	▲ 71	▲ 2.6%	3,053	▲ 183	▲ 5.7%	4,445	▲ 302	▲ 6.4%
平成30年度	24,018	▲ 286	▲ 1.2%	12,744	149	1.2%	1,369	▲ 114	▲ 7.7%	2,762	90	3.4%	2,926	▲ 127	▲ 4.2%	4,168	▲ 277	▲ 6.2%
令和元年度	23,755	▲ 263	▲ 1.1%	12,820	76	0.6%	1,284	▲ 85	▲ 6.2%	2,869	107	3.9%	2,835	▲ 91	▲ 3.1%	3,902	▲ 266	▲ 6.4%
令和2年度	23,798	43	0.2%	12,942	122	0.9%	1,144	▲ 140	▲ 10.9%	2,962	93	3.3%	2,765	▲ 70	▲ 2.5%	3,953	51	1.3%
令和3年度	23,635	▲ 163	▲ 0.7%	12,901	▲ 41	▲ 0.3%	1,043	▲ 101	▲ 8.8%	3,011	49	1.7%	2,712	▲ 53	▲ 1.9%	3,934	▲ 19	▲ 0.5%
令和4年度	23,335	▲ 300	▲ 1.3%	12,726	▲ 175	▲ 1.4%	932	▲ 111	▲ 10.6%	3,056	45	1.5%	2,695	▲ 17	▲ 0.6%	3,887	▲ 47	▲ 1.2%
令和5年度	23,137	▲ 198	▲ 0.8%	12,573	▲ 153	▲ 1.2%	859	▲ 74	▲ 7.9%	3,142	86	2.8%	2,685	▲ 10	▲ 0.4%	3,843	▲ 44	▲ 1.1%
令和6年度	22,881	▲ 256	▲ 1.1%	12,422	▲ 151	▲ 1.2%	803	▲ 56	▲ 6.5%	3,155	13	0.4%	2,746	61	2.3%	3,720	▲ 123	▲ 3.2%
令和7年度	22,537	▲ 344	▲ 1.5%	12,170	▲ 252	▲ 2.0%	751	▲ 52	▲ 6.5%	3,201	46	1.5%	2,734	▲ 12	▲ 0.4%	3,651	▲ 69	▲ 1.9%

	世帯総数(停止含む)			高齢者			母子			障害			傷病			その他		
	世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減		世帯数	世帯数増減	
		実数	増加率		実数	増加率		実数	増加率		実数	増加率		実数	増加率		実数	増加率
令和8年4月	22,295	▲ 93	▲ 0.4%	12,025	▲ 64	▲ 0.5%	719	14	2.0%	3,209	6	0.2%	2,721	3	0.1%	3,588	▲ 62	▲ 1.7%
令和8年5月	22,336	41	0.2%	12,047	22	0.2%	718	▲ 1	▲ 0.1%	3,227	18	0.6%	2,731	10	0.4%	3,586	▲ 2	▲ 0.1%
令和8年6月																		
令和8年7月																		
令和8年8月																		
令和8年9月																		
令和8年10月																		
令和8年11月																		
令和8年12月																		
令和9年1月																		
令和9年2月																		
令和9年3月																		

世帯類型の分類	高齢者世帯	男女ともに65歳以上の者のみで構成されているか、又はこれらに18歳未満の者が加わった世帯。
	母子世帯	現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等を含む。)65歳未満の女と18歳未満のその子(養子含む。)だけで構成されている世帯。
	障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上的障害のため働けない者である世帯。
	傷病者世帯	世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である世帯。
	その他世帯	上記いずれにも該当しない世帯。(例として、失業や不安定就労のため一時的に収入が減少した世帯)

※停止世帯とは、臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合等であって、支給を中断している世帯。